

指導者に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正	備考
<p>(指導者の養成)</p> <p>第2条 本協会は、指導者の資質及び指導力の向上を図り、サッカーの普及及び振興を促進するため、指導者養成事業を行う。</p> <p>2 指導者養成事業とは、指導者講習会開催、ライセンスの認定及びライセンス適格性の再審査等をいう。</p> <p>3 本協会による指導者養成事業は、本協会技術委員会がこれを所管する。</p>	<p>(指導者の養成)</p> <p>第2条 本協会は、指導者の資質及び指導力の向上を図り、サッカーの普及及び振興を促進するため、指導者養成事業を行う。</p> <p>2 指導者養成事業とは、インストラクターの養成及び研修会の開催、指導者養成講習会及びリフレッシュ研修会の開催、並びにライセンスの認定及びライセンス適格性の再審査等をいう。</p> <p>3 本協会による指導者養成事業は、本協会技術委員会がこれを所管する。</p>	<p>・指導者養成事業の定義に、インストラクター養成とリフレッシュ研修会を追記。</p>
<p>(ライセンスの種類)</p> <p>第3条 本協会が認定する指導者ライセンスの種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) S級コーチライセンス [公益財団法人日本スポーツ協会(以下「J S P O」という。)公認コーチ4]</p> <p>(2) A級コーチジェネラルライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(3) A級コーチU-15ライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(4) A級コーチU-12ライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(5) B級コーチライセンス [J S P O公認コーチ3]</p> <p>(6) C級コーチライセンス [J S P O公認コーチ1]</p> <p>(7) D級コーチライセンス</p> <p>(8) キッズリーダー</p> <p>(9) フットサルA級コーチライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(10) フットサルB級コーチライセンス [J S P O公認コーチ3]</p> <p>(11) フットサルC級コーチライセンス [J S P O公認コーチ1]</p>	<p>(ライセンスの種類)</p> <p>第3条 本協会が認定する指導者ライセンスの種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) S級コーチライセンス [公益財団法人日本スポーツ協会(以下「J S P O」という。)公認コーチ4]</p> <p>(2) A級コーチジェネラルライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(3) A級コーチU-15ライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(4) A級コーチU-12ライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(5) B級コーチライセンス [J S P O公認コーチ3]</p> <p>(6) C級コーチライセンス [J S P O公認コーチ1]</p> <p>(7) D級コーチライセンス</p> <p>(8) キッズリーダー</p> <p>(9) フットサルA級コーチライセンス [J S P O公認コーチ4]</p> <p>(10) フットサルB級コーチライセンス [J S P O公認コーチ3]</p> <p>(11) フットサルC級コーチライセンス [J S P O公認コーチ1]</p>	

<p>2 本協会が認定する指導者付加ライセンス（前項の指導者ライセンスの種類と合わせて、以下「ライセンス」と総称することがある。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ゴールキーパー A 級コーチライセンス (2) ゴールキーパー B 級コーチライセンス (3) ゴールキーパー C 級コーチライセンス (4) A 級コーチU - 1 5 ライセンス、A 級コーチU - 1 2 ライセンス又はキッズリーダー保有者が、それぞれの指導者ライセンスに対して上位のライセンスを保有する場合におけるこれらのライセンス</p>	<p>2 本協会が認定する指導者付加ライセンス（前項の指導者ライセンスの種類と合わせて、以下「ライセンス」と総称することがある。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ゴールキーパー A 級コーチライセンス (2) ゴールキーパーレベル 3 コーチライセンス (3) ゴールキーパーレベル 2 コーチライセンス (4) ゴールキーパーレベル 1 コーチライセンス (5) フィジカルフィットネス C 級コーチライセンス (6) A 級コーチU - 1 5 ライセンス、A 級コーチU - 1 2 ライセンス又はキッズリーダー保有者が、それぞれの指導者ライセンスに対して上位のライセンスを保有する場合におけるこれらのライセンス (7) A 級コーチU - 1 2 ライセンス (8) キッズリーダー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GK-A 級新設・GK ライセンス名称変更 ・フィジカルフィットネス C 級新設 ・付加ライセンスに関する記載の修正
<p>(ライセンスの認定)</p> <p>第 4 条 本協会は、第 5 条に定められた所定の講習会を終了し、本協会技術委員会にて適格と認められた者に対し、前条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 9 号及び前条第 2 項第 1 号から第 3 号の指導者付加ライセンスを認定する。</p> <p>2 本協会は、本協会、都道府県サッカー協会又は本協会が認定した団体が主催する講習会を修了し、主催団体において適格と認められた者に対し、前条第 1 項第 5 号から第 8 号及び第 1 1 号の指導者ライセンスを認定する。</p> <p>3 前条第 2 項各号の指導者付加ライセンスは、次の場合付加される。</p> <p>(1) 前条第 1 項第 1 号から第 5 号のライセンス及びゴールキーパー B 級ライセンス保有者で、ゴールキーパー A 級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第 1 号のゴールキーパー A 級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(2) 前条第 1 項第 1 号から第 5 号のライセンス及びゴールキーパー C 級ライセンス保有者で、ゴールキーパー B 級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第 2 号のゴールキーパー B 級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(3) 前条第 1 項第 1 号から第 6 号のライセンス保有者で、ゴールキーパー C 級コ</p>	<p>(ライセンスの認定)</p> <p>第 4 条 本協会は、第 5 条に定められた所定の講習会を修了し、本協会技術委員会にて適格と認められた者に対し、前条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 9 号及び第 1 0 号並びに、前条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号から第 8 号のライセンスを認定する。</p> <p>2 本協会は、本協会、都道府県サッカー協会又は本協会が認定した団体が主催する講習会を修了し、主催団体において適格と認められた者に対し、前条第 1 項第 5 号から第 8 号、第 1 1 号及び第 2 項第 4 号の指導者ライセンスを認定する。</p> <p>3 前条第 2 項各号の指導者付加ライセンスは、次の者に付与される。</p> <p>(1) ゴールキーパー A 級コーチライセンス 前条第 1 項第 1 号又は第 2 号のライセンス及び前条第 2 項第 2 号のライセンス保有者で、ゴールキーパー A 級コーチ養成講習会に合格した者。</p> <p>(2) ゴールキーパーレベル 3 コーチライセンス 前条第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれかのライセンス及び前条第 2 項第 3 号のライセンス保有者で、ゴールキーパーレベル 3 コーチ養成講習会に合格した者。</p> <p>(3) ゴールキーパーレベル 2 コーチライセンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサル B 級を JFA のみが認定できるライセンスに追加 ・GK レベル 1 を 47FA が認定できるライセンスへ変更 ・付加ライセンス認定の文言を分かりやすく修正 ・フィジカルフィットネス C 級新設

<p>ーチ養成講習会に合格した者に、前項第3号のゴールキーパーC級コーチライセンスが付加される。</p> <p>(4) 前条第1項第1号又は第2号のライセンス保有者が、前条第1項第3号のライセンスを保有する場合は、前条第1項第3号のA級コーチU-15ライセンスを指導者付加ライセンスとする。</p> <p>(5) 前条第1項第1号から第3号のライセンス保有者が、前条第1項第4号のライセンスを保有する場合は、前条第1項第4号のA級コーチU-12ライセンスを指導者付加ライセンスとする。</p> <p>(6) 前条第1項第1号から第7号のライセンス保有者が、前条第1項第8号のライセンスを保有する場合は、前条第1項第8号のキッズリーダーを指導者付加ライセンスとする。</p>	<p>前条第1項第1号から第5号のいずれかのライセンス及び前条第2項第4号のライセンス保有者で、ゴールキーパーレベル2コーチ養成講習会に合格した者。</p> <p>(4) ゴールキーパーレベル1コーチライセンス</p> <p>前条第1項第1号から第6号のいずれかのライセンス保有者で、ゴールキーパーレベル1コーチ養成講習会に合格した者。</p> <p>(5) フィジカルフィットネスC級コーチライセンス</p> <p>前条第1項第1号から第6号のいずれかのライセンス保有者で、フィジカルフィットネスC級コーチ養成講習会に合格した者。</p> <p>(6) A級コーチU-15ライセンス</p> <p>前条第1項第1号から第2号のライセンス保有者で、A級コーチU-15養成講習会に合格した者。</p> <p>(7) A級コーチU-12ライセンス</p> <p>前条第1項第1号から第3号のいずれかのライセンスを保有者で、A級コーチU-12養成講習会に合格した者。</p> <p>(8) キッズリーダー</p> <p>前条第1項第1号から第7号または第9号から第11号のいずれかのライセンスを保有者で、キッズリーダー養成講習会に合格した者。</p>	
<p>(講習会の実施)</p> <p>第5条 ライセンス認定のための講習会及びライセンス認定後の研修会（以下「リフレッシュ研修会」という。）に関する事項は、理事会において別に定める。</p>	<p>(講習会の実施)</p> <p>第5条 ライセンス認定のための講習会（以下「指導者養成講習会という。）及びライセンス認定後の研修会（以下「リフレッシュ研修会」という。）に関する事項は、本協会の技術委員会において別に定める。</p>	<p>・講習会・研修会の規定は技術委員会が決定できるものとする</p>
<p>(ライセンス保有者の登録義務)</p> <p>第8条 本協会がライセンスを認定した指導者は、本協会に登録しなければならない。ただし、第3条第1項第8号に定めるキッズリーダーは、この限りではない。</p>	<p>(ライセンス保有者の登録義務)</p> <p>第8条 本協会がライセンスを認定した指導者は、本協会に登録しなければならない。但し、第3条第1項第8号に定めるキッズリーダーの登録は任意とする。</p>	<p>・分かりやすく修正</p>
<p>(登録有効期間)</p>	<p>(登録有効期間)</p>	

<p>第9条 登録の有効期間は、ライセンスの認定後の翌奇数月1日から1年間とする。</p> <p>2 上位ライセンスへの昇級の場合の登録の有効期間は、第11条に従う。</p>	<p>第9条 登録の有効期間は、ライセンスの認定後の翌奇数月1日から1年間とする。</p> <p>2 上位ライセンスへの昇級の場合の登録の有効期間は、第11条に従う。</p>	<p>・昇級の場合も第1項の記載内容と同じなため削除</p>
<p>(登録料)</p> <p>第10条 登録料は以下のとおりとする。但し、指導者付加ライセンスは登録料の支払い義務を免れるものとする。また、キッズリーダーの登録は任意とする。</p> <p>(1) S級コーチ：10,000円/年間 (2) A級コーチジェネラル：5,000円/年間 (3) A級コーチU-15：5,000円/年間 (4) A級コーチU-12：5,000円/年間 (5) B級コーチ：5,000円/年間 (6) C級コーチ：5,000円/年間 (7) D級コーチ：3,000円/年間 (8) キッズリーダー：3,000円/年間 (9) フットサルA級コーチ：5,000円/年間 (10) フットサルB級コーチ：5,000円/年間 (11) フットサルC級コーチ：5,000円/年間</p> <p>2 サッカー及びフットサル両方のライセンスを保有している指導者は、それぞれのライセンスについて登録料を支払う。</p> <p>3 登録料の納付方法は、本協会が別途定めるものとする。</p>	<p>(登録料)</p> <p>第10条 登録料は以下のとおりとする。但し、指導者付加ライセンスは登録料の支払い義務を免れるものとする。また、キッズリーダーの登録は任意とする。</p> <p>(1) S級コーチ：10,000円/年間 (2) A級コーチジェネラル：5,000円/年間 (3) A級コーチU-15：5,000円/年間 (4) A級コーチU-12：5,000円/年間 (5) B級コーチ：5,000円/年間 (6) C級コーチ：5,000円/年間 (7) D級コーチ：3,000円/年間 (8) キッズリーダー：3,000円/年間 (9) フットサルA級コーチ：5,000円/年間 (10) フットサルB級コーチ：5,000円/年間 (11) フットサルC級コーチ：5,000円/年間</p> <p>2 サッカー及びフットサル両方のライセンスを保有している指導者は、それぞれのライセンスについて登録料を支払う。</p> <p>3 登録料の納付方法は、本協会が別途定めるものとする。</p>	<p>・キッズリーダーの登録が任意であることは第8条に記載のためここでは削除</p>
<p>(上位ライセンスへの変更)</p> <p>第11条 指導者が、保有するライセンス(以下「現ライセンス」という。)の上位ライセンスの認定を受けた場合の登録の有効期間及び登録料の支払いは以下のとおりとする。</p>	<p>(上位ライセンスへの変更)</p> <p>第11条 指導者が、保有するライセンス(以下「現ライセンス」という。)の上位ライセンスの認定を受けた場合の登録の有効期間及び登録料の支払いは以下のとおりとする。</p>	<p>・S級は技術委員会の認定した日から有効とする。 ・「登録」の有効期間であ</p>

<p>(1) 指導者が上位ライセンスの認定を受けた場合、当該上位ライセンスの登録の有効期間は、認定後の翌奇数月1日から有効とする。</p> <p>(2) 第1号の有効期間は、現ライセンスの有効期間の終了時から1年間とする。</p> <p>(3) 現ライセンスの有効期間中に上位ライセンスの認定を受けた場合、上位ライセンスの登録料は、現ライセンスの次回納付時に納付する。</p>	<p>(1) 指導者が上位ライセンスの認定を受けた場合、当該上位ライセンスの登録の有効期間は、認定後の翌奇数月1日から開始する。但し、第3条第1項第1号のライセンスについては、本協会技術委員会によるライセンス認定日から開始する。</p> <p>(2) 第1号の登録有効期間は、現ライセンスの登録の有効期間の最終日までとする。但し、第1号の登録の有効期間の開始日において現ライセンスの登録の有効期間が終了している場合には、当該最終日の1年後の日までとする。</p> <p>(3) 現ライセンスの登録有効期間中に上位ライセンスの認定を受けた場合、上位ライセンスの登録料は、原則として現ライセンスの登録の有効期間の最終日までに納付する。</p>	<p>ることを明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録有効期間を明確に記載
<p>(海外居住者)</p> <p>第12条 海外に居住する指導者が、指導者登録の継続を希望する場合は、海外渡航前かつ第18条のライセンスの有効期間内に海外居住申請手続きを行わなければならない。また、帰国後は速やかに帰国申請手続きを行わなければならない。</p> <p>2 第18条に定めるリフレッシュポイントの獲得義務は前項の海外居住申請手続きをもってこれを免除する。</p> <p>3 第1項の手続きを行った場合であっても、指導者登録料はこれを免除しない。</p> <p>4 テクニカル・ニュース等の海外送付は行わない。なお、希望者には国内の指定場所に送付する。</p>	<p>(海外赴任者)</p> <p>第12条 海外に6ヶ月間以上赴任する指導者は、原則として海外渡航前に海外赴任申請手続きを行わなければならない。海外赴任者措置の有効期間は申請年度(4月から翌3月末を1年度とする)の3月末日とし、翌年度も海外赴任する場合は継続赴任申請手続きを行わなければならない。また、帰国後は速やかに帰国申請手続きを行わなければならない。</p> <p>2 第18条に定めるリフレッシュポイントの獲得義務は海外赴任中もこれを継続する。</p> <p>3 第1項の手続きを行い、海外赴任中に指導するチームでの指導状況を証明する資料を本協会に提出した指導者は、第19条第2項の指導ポイント付与対象者とする。</p> <p>4 第1項の手続きを行った場合であっても、指導者登録料はこれを免除しない。 4 テクニカル・ニュース等の海外送付は行わない。なお、希望者には国内の指定場所に送付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外居住者から海外赴任者へ変更 ・申請条件を明記 ・リフレッシュポイント獲得義務の免除はしないことに変更 ・海外チームを指導している場合、指導ポイントを付与することを追記 ・テクニカルニュース電子化に伴い削除
<p>(海外ライセンス保有者)</p> <p>第13条 日本以外のサッカー協会が発行された指導者ライセンスを保有する者(以</p>	<p>(海外ライセンス保有者)</p> <p>第13条 日本以外のサッカー協会が発行された指導者ライセンスを保有する者(以</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テクニカルニュース電子

<p>下「海外ライセンス保有者」という。)が、テクニカル・ニュースの提供及びリフレッシュ研修会の受講のための登録を希望する場合は、本協会技術委員会で審査の上、これを認めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、登録料は5,000円/年とする。</p> <p>3 前2項の場合において、海外ライセンス保有者は、4年間でリフレッシュポイントを40ポイント獲得しなければならない。</p>	<p>下「海外ライセンス保有者」という。)が、テクニカル・ニュースの閲覧及びリフレッシュ研修会の受講のための登録を希望する場合は、本協会技術委員会で審査の上、これを認めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、登録料は5,000円/年とする。</p> <p>3 前2項の場合において、海外ライセンス保有者は、4年間でリフレッシュポイントを40ポイント獲得しなければならない。</p>	<p>化に伴い修正</p>
<p>(指導者インストラクターの種類)</p> <p>第15条 本協会が認定及び管轄する指導者インストラクターの資格は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) S級インストラクター</p> <p>(2) A級ジェネラルインストラクター</p> <p>(3) A級U-15インストラクター</p> <p>(4) A級U-12インストラクター</p> <p>(5) B級インストラクター</p> <p>(6) GK-A級インストラクター</p> <p>(7) GK-B級インストラクター</p> <p>(8) GK-C級インストラクター</p> <p>(9) 47FAインストラクター</p> <p>(10) キッズリーダーインストラクター</p> <p>(11) フットサルA級インストラクター</p> <p>(12) フットサルB級インストラクター</p> <p>(13) フットサルC級インストラクター</p>	<p>(指導者インストラクターの種類)</p> <p>第15条 本協会が認定及び管轄する指導者インストラクターの資格は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) S級インストラクター</p> <p>(2) A級ジェネラルインストラクター</p> <p>(3) A級U-15インストラクター</p> <p>(4) A級U-12インストラクター</p> <p>(5) B級インストラクター</p> <p>(6) ゴールキーパーA級インストラクター</p> <p>(7) ゴールキーパーレベル3インストラクター</p> <p>(8) ゴールキーパーレベル2インストラクター</p> <p>(9) ゴールキーパーレベル1インストラクター</p> <p>(10) フィジカルフィットネスC級インストラクター</p> <p>(11) 47FAインストラクター</p> <p>(12) キッズリーダーインストラクター</p> <p>(13) フットサルA級インストラクター</p> <p>(14) フットサルB級インストラクター</p> <p>(15) フットサルC級インストラクター</p>	<p>・GK-A級新設・GKライセンス名称変更</p> <p>・フィジカルフィットネスC級新設</p>
<p>(技能の区分)</p> <p>第16条 S級インストラクターは、S級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。</p>	<p>(技能の区分)</p> <p>第16条 S級インストラクターは、S級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。</p>	

- 2 A級ジェネラルインストラクターは、A級コーチジェネラル養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 3 A級コーチU-15インストラクターは、A級コーチU-15養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 4 A級コーチU-12インストラクターは、A級コーチU-12養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 5 B級インストラクターは、B級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 6 GK-A級インストラクターは、GK-A級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 7 GK-B級インストラクターは、GK-B級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 8 GK-C級インストラクターは、GK-C級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 9 47FAインストラクターは、C級及びD級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 10 キッズリーダーインストラクターは、キッズリーダー養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 11 フットサルA級インストラクターは、フットサルA級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 12 フットサルB級インストラクターは、フットサルB級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。

- 2 A級ジェネラルインストラクターは、A級コーチジェネラル養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 3 A級~~コーチ~~U-15インストラクターは、A級コーチU-15養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 4 A級~~コーチ~~U-12インストラクターは、A級コーチU-12養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 5 B級インストラクターは、B級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 6 **ゴールキーパーA級インストラクターは、ゴールキーパーA級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。**
- 7 **ゴールキーパーレベル3インストラクターは、ゴールキーパーレベル3コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。**
- 8 **ゴールキーパーレベル2インストラクターは、ゴールキーパーレベル2コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。**
- 9 **ゴールキーパーレベル1インストラクターは、ゴールキーパーレベル1コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。**
- 10 **フィジカルフィットネスC級インストラクターは、フィジカルフィットネスC級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。**
- 11 47FAインストラクターは、C級及びD級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 12 キッズリーダーインストラクターは、キッズリーダー養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 13 フットサルA級インストラクターは、フットサルA級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。
- 14 フットサルB級インストラクターは、フットサルB級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。

削除

削除

・GK-A級ライセンス新設

・GKライセンス名称変更

・GKライセンス名称変更

・GKライセンス名称変更

・フィジカルフィットネスC級
新設

<p>13 フットサルC級インストラクターは、フットサルC級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。</p>	<p>15 フットサルC級インストラクターは、フットサルC級コーチ養成講習会において、指導、評価及び認定審査を務める技能を有するものとする。</p>	
<p>(リフレッシュポイント獲得方法)</p> <p>第19条 リフレッシュポイントは、リフレッシュ研修会ポイントと指導ポイントから構成される。</p> <p>1. リフレッシュ研修会ポイント</p> <p>(1) リフレッシュ研修会の構成等は下記のとおりとする。</p> <p>① リフレッシュ研修会は、講義、実技及び指導実践の組み合わせで構成する。</p> <p>② 講義とは、インストラクター又はインストラクターが指定した者がインストラクター立ち合いの元で行う座学形式の講習会方法をいう。</p> <p>③ 実技とは、インストラクターが指導を行い、受講者がプレイヤーとして実技を行う講習会方法をいう。</p> <p>④ 指導実践とは、受講者が指導を行う講習会方法をいう。</p> <p>⑤ 講義、実技及び指導実践は、それぞれ1コマにつき2時間程度とする。</p> <p>⑥ 実技又は指導実践を行う場合は、講義を併せて行う。</p> <p>(2) リフレッシュ研修会受講ポイント</p> <p>① 講義1回につき、5ポイントとする。</p> <p>② 実技1回につき、5ポイントとする。</p> <p>③ 指導実践1回につき、10ポイントとする。</p> <p>④ 1日で行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大20ポイントとする。</p> <p>⑤ 2日以上に渡って行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大40ポイントとする。</p> <p>⑥ eラーニング1講座につき、5ポイントとする。なお、リフレッシュポイント獲得期間内にeラーニングで取得できるポイント数は最大10ポイントとする。</p> <p>2. 指導ポイント</p> <p>指導ポイントの付与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付与対象の指導者</p>	<p>(リフレッシュポイント獲得方法)</p> <p>第19条 リフレッシュポイントは、リフレッシュ研修会ポイントと指導ポイントから構成される。</p> <p>1. リフレッシュ研修会ポイント</p> <p>(1) リフレッシュ研修会の構成等は下記のとおりとする。</p> <p>① リフレッシュ研修会は、講義、実技及び指導実践の組み合わせで構成する。</p> <p>② 講義とは、インストラクター又はインストラクターが指定した者がインストラクター立ち合いの元で行う座学形式の講習会方法をいう。</p> <p>③ 実技とは、インストラクターが指導を行い、受講者がプレイヤーとして実技を行う講習会方法をいう。</p> <p>④ 指導実践とは、受講者が指導を行う講習会方法をいう。</p> <p>⑤ 講義、実技及び指導実践は、それぞれ1コマにつき2時間程度とする。</p> <p>⑥ 実技又は指導実践を行う場合は、講義を併せて行う。</p> <p>(2) リフレッシュ研修会受講ポイント</p> <p>① 講義1回につき、5ポイントとする。</p> <p>② 実技1回につき、5ポイントとする。</p> <p>③ 指導実践1回につき、10ポイントとする。</p> <p>④ 1日で行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大20ポイントとする。</p> <p>⑤ 2日以上に渡って行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大40ポイントとする。</p> <p>⑥ eラーニング1講座につき、5ポイントとする。なお、リフレッシュポイント獲得期間内にeラーニングで取得できるポイント数は最大10ポイントとする。</p> <p>2. 指導ポイント</p> <p>指導ポイントの付与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付与対象の指導者</p>	<p>・GK-A級新設・GKライセンス名称変更</p> <p>・フィジカルフィットネスC級</p>

- ① 日本サッカー協会加盟チームの監督及びコーチ
- ② S級インストラクター
- ③ A級ジェネラルインストラクター
- ④ A級U-15インストラクター
- ⑤ A級U-12インストラクター
- ⑥ B級インストラクター
- ⑦ GK-A級インストラクター
- ⑧ GK-B級インストラクター
- ⑨ GK-C級インストラクター
- ⑩ JFAナショナルコーチングスタッフ
- ⑪ JFAナショナルトレセンコーチ
- ⑫ フットサルA級インストラクター
- ⑬ フットサルB級インストラクター
- ⑭ フットサルC級インストラクター
- ⑮ 上記以外で本協会技術委員会が認定したインストラクター
- ⑯ 47FAインストラクター
- ⑰ 47FAトレセンスタッフ

(2) 指導ポイント付与の条件

- ① 指導ポイントは20ポイントとする。なお、前号①から⑰のうち、複数の項目に該当している場合であっても、付与されるポイントの上限は20ポイントとする。
- ② 第18条2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間内に1回に限りポイントを付与することが出来る。なお、当該ポイントを、第25条2項に定めるライセンス復活時の不足リフレッシュポイントとして加算することはできない。
- ③ 前号①のポイントの付与は、チーム登録責任者が当該ライセンス保有者をコーチ登録することによって行う。
- ④ 前号②から⑯に定めるポイントの付与は、本協会が行う。
- ⑤ 前号⑯及び⑰に定めるポイントの付与は、都道府県サッカー協会が行う。
- ⑥ サッカーチームフットサル登録制度を利用するサッカーの第2種から第4種（これらと同一年代の女子種別チームを含む）種別の加盟チームに所属するフットサルライセンス保有者については、サッカー及びフットサル両方のライセンスについて、それぞれ2

- ① 日本サッカー協会加盟チームの監督及びコーチ
- ② S級インストラクター
- ③ A級ジェネラルインストラクター
- ④ A級U-15インストラクター
- ⑤ A級U-12インストラクター
- ⑥ B級インストラクター
- ⑦ **ゴールキーパーA級インストラクター**
- ⑧ **ゴールキーパーレベル3インストラクター**
- ⑨ **ゴールキーパーレベル2インストラクター**
- ⑩ **ゴールキーパーレベル1インストラクター**
- ⑪ **フィジカルフィットネスC級インストラクター**
- ⑫ JFAナショナルコーチングスタッフ
- ⑬ JFAナショナルトレセンコーチ
- ⑭ フットサルA級インストラクター
- ⑮ フットサルB級インストラクター
- ⑯ フットサルC級インストラクター
- ⑰ 上記以外で本協会技術委員会が認定したインストラクター
- ⑱ 47FAインストラクター
- ⑲ 47FAトレセンスタッフ
- ⑳ **海外チームの監督及びコーチ（第12条に定める）**

(2) 指導ポイント付与の条件

- ① 指導ポイントは20ポイントとする。なお、前号①から㉑のうち、複数の項目に該当している場合であっても、付与されるポイントの上限は20ポイントとする。
- ② 第18条2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間内に1回に限りポイントを付与することが出来る。なお、当該ポイントを、第25条2項に定めるライセンス復活時の不足リフレッシュポイントとして加算することはできない。
- ③ 前号①のポイントの付与は、チーム登録責任者が当該ライセンス保有者をコーチ登録することによって行う。
- ④ **本協会は、前号②から⑯に定めるポイントの付与を行う。**
- ⑤ **都道府県サッカー協会は、前号⑥、⑯及び㉑に定めるポイントの付与を行う。**

新設

・海外赴任者に関する制度変更を反映
 ・B級インストラクターのポイント付与を都道府県が行えるように変更

<p>0ポイントずつ付与できるものとする。但し、フットサルチームの指導によりサッカーライセンスのポイントを加算することはできない。</p>	<p>⑥ サッカーチームフットサル登録制度を利用するサッカーの第2種から第4種（これらと同一年代の女子種別チームを含む）種別の加盟チームに所属するフットサルライセンス保有者については、サッカー及びフットサル両方のライセンスについて、それぞれ20ポイントずつ付与できるものとする。但し、フットサルチームの指導によりサッカーライセンスのポイントを加算することはできない。</p>	
<p>(遵守義務)</p> <p>第20条 指導者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。</p> <p>(2) 選手個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。</p> <p>(3) 選手の福利及び安全を最優先で扱うこと。</p> <p>(4) 選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。</p> <p>(5) 選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。</p> <p>(6) 自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験及び能力に適合していること。</p> <p>(7) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと。</p> <p>(8) 暴力・暴言を決して許容しないこと。</p> <p>(9) 暴力根絶の努力を継続すること。</p> <p>(10) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。</p> <p>(11) 暴力団など反社会的勢力との取引及びあらゆる不当要求を拒否すること。</p>	<p>(遵守義務)</p> <p>第20条 指導者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。</p> <p>(2) 選手その他のチーム関係者の個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。</p> <p>(3) 選手の福利及び安全を最優先で扱うこと。</p> <p>(4) 選手その他のチーム関係者との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。</p> <p>(5) 選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。</p> <p>(6) 自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験及び能力に適合していること。</p> <p>(7) 選手その他のチーム関係者に対して暴力・暴言及びハラスメント行為を行わないこと。</p> <p>(8) 暴力・暴言及びハラスメント行為を決して許容しないこと。</p> <p>(9) 暴力根絶の努力を継続すること。</p> <p>(10) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。</p> <p>(11) 暴力団など反社会的勢力との取引及びあらゆる不当要求を拒否すること。</p>	<p>・選手だけでなくスタッフや保護者なども含むよう追記</p> <p>・ハラスメント行為を追記</p>
<p>(ライセンスを保有しない指導者への指導)</p> <p>第22条 本協会は、ライセンスを保有しない指導者（①加盟チームの監督又はコーチとして登録された者、②公式戦の出場チームの監督、コーチ、その他の指導者として登録された者及び③第13条1項に基づき登録された海外ライセンス保有者）が、次の各号に該当する場合、本条第2項に定める指導を行うことができる。</p> <p>(1) 本規則第20条に違反する場合</p>	<p>(ライセンスを保有しない指導者への指導)</p> <p>第22条 本協会は、ライセンスを保有しない指導者（①加盟チームの監督又はコーチとして登録された者、②公式戦の出場チームの監督、コーチ、その他の指導者として登録された者及び③第13条1項に基づき登録された海外ライセンス保有者）が、次の各号に該当する場合、本条第2項に定める指導を行うことができる。</p> <p>(1) 本規則第20条に違反する場合</p>	

<p>(2) 本規則第23条に定める機関において懲罰が科された場合</p> <p>2 前項の指導の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 注意（口頭による注意）</p> <p>(2) 嚴重注意（文書による注意）</p> <p>(3) 本項第1号ないし第2号に代えて、又は第1号ないし第2号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導</p>	<p>(2) 本規則第23条に定める機関において懲罰が科された場合</p> <p>2 前項の指導の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 注意（口頭による注意）</p> <p>(2) 嚴重注意（文書による注意）</p> <p>(3) 一定期間の本協会又はその加盟団体が主催する競技会への登録禁止</p> <p>(4) 本項第1号ないし第2号に代えて、又は第1号ないし第2号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導</p>	<p>・競技会への登録禁止を追記</p>
<p>(懲罰)</p> <p>第23条 本協会の規律委員会、裁定委員会又は司法機関組織運営規則第19条に従い本協会の規律委員会若しくは裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従い、指導者に対して懲罰を科することができる。</p>	<p>(懲罰)</p> <p>第23条 本協会の規律委員会、裁定委員会又は司法機関組織運営規則第19条に従い本協会の規律委員会若しくは裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の司法機関は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従い、指導者に対して懲罰を科することができる。</p>	<p>・都道府県によって機関の名称が異なるため総称する文言へ修正</p>
<p>(ライセンスの失効)</p> <p>第25条 以下の場合、登録が抹消されライセンスが取り消される。</p> <p>(1) 第14条に定める登録抹消手続きがあったとき</p> <p>(2) 本則第21条2項5号の指導が行われたとき</p> <p>2 以下の場合、登録が更新されず、第9条第1項の登録有効期間満了日をもってライセンスは失効する。</p> <p>(1) 第9条第1項の登録有効期間満了日までに翌年分の登録料を納付しないとき</p> <p>(2) 第18条2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかったとき</p>	<p>(ライセンスの失効)</p> <p>第25条 以下の場合、登録が抹消されライセンスが取り消される。</p> <p>(1) 第14条に定める登録抹消手続きがあったとき</p> <p>(2) 本則第21条2項5号の指導が行われたとき</p> <p>2 以下の場合、登録が更新されず、第9条第1項の登録有効期間満了日をもってライセンスは失効する。</p> <p>(1) 第9条第1項の登録有効期間満了日までに翌年分の登録料を納付しないとき</p> <p>(2) 第18条2項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかったとき</p>	<p>削除</p>
<p>(ライセンスの再認定)</p> <p>第27条 やむを得ない理由により、第25条第2項第2号に該当したためライセンスが失効した場合において、本協会は、次の条件を全て満たすときはライセンスの再</p>	<p>(ライセンスの再認定)</p> <p>第27条 やむを得ない理由により、第25条第2項第2号に該当したためライセンスが失効した場合において、本協会は、次の条件を全て満たすときはライセンスの再</p>	

<p>認定を行う。この場合、再認定された登録の有効期間は、本協会が再認定した後の翌奇数月 1 日から1年とする。</p> <p>(1) 第 1 8 条第 2 項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかった理由が病気や怪我、介護、出産などによるものであり、かつ医療機関、公的機関が発行する証明書など、当該理由を証明する書類を提示できること</p> <p>(2) 再認定を申請した日がリフレッシュポイント獲得期間の最終日から 4 年以内であること</p> <p>(3) 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に必要と認める場合</p> <p>(4) 登録料および本協会が別途定める手数料を支払い、指定の研修を受けること</p> <p>2 本協会は、前号の条件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、ライセンスの再認定を認めない</p> <p>(1) 本人の意思に基づいて第 1 4 条に定める登録抹消手続きがなされた場合</p> <p>(2) 第 2 1 条第 2 項第 5 号により、ライセンス失効となった場合</p> <p>(3) 過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合</p> <p>3 本条第 1 号の条件を満たさない場合又は本条第 2 号に該当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、ライセンスの再認定を認める場合がある。</p>	<p>認定を行う。この場合、再認定された登録の有効期間は、本協会が再認定した後の翌奇数月 1 日から1年とする。</p> <p>(1) 第 1 8 条第 2 項のリフレッシュポイント獲得期限内に所定のポイントを獲得できなかった理由が病気や怪我、介護、出産などによるものであり、かつ医療機関、公的機関が発行する証明書など、当該理由を証明する書類を提示できること</p> <p>(2) 再認定を申請した日がリフレッシュポイント獲得期間の最終日から 4 年以内であること</p> <p>(3) 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に必要と認める場合</p> <p>(4) 登録料および本協会が別途定める手数料を支払い、指定の研修を受けること</p> <p>2 本協会は、前号の条件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、ライセンスの再認定を認めない</p> <p>(1) 本人の意思に基づいて第 1 4 条に定める登録抹消手続きがなされた場合</p> <p>(2) 第 2 1 条第 2 項第 5 号により、ライセンス失効となった場合</p> <p>(3) 過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合</p> <p>3 本条第 1 項各号の条件を満たさない場合又は本条第 2 項各号に該当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、ライセンスの再認定を認める場合がある。</p>	<p>修正</p>
<p>(施行)</p> <p>第29条 本規則は、2014年11月13日から施行する。</p> <p>[改正]</p> <p>2016年3月10日</p> <p>2017年1月19日</p> <p>2017年4月13日</p> <p>2018年2月 8日(2018年4月1日施行)</p> <p>2019年4月11日</p>	<p>(施行)</p> <p>第29条 本規則は、2014年11月13日から施行する。</p> <p>[改正]</p> <p>2016年3月10日</p> <p>2017年1月19日</p> <p>2017年4月13日</p> <p>2018年2月 8日(2018年4月1日施行)</p> <p>2019年4月11日</p>	

2019年7月11日

2019年7月11日

2021年1月21日